

瑞国運協収第2号
令和6年1月12日

瑞穂町長 杉浦 裕之 様

瑞穂町国民健康保険運営協議会
会長 村上 文男

瑞穂町国民健康保険運営協議会諮問事項について（答申）（案）

令和5年12月18日付け、瑞住発第193号をもって諮問のあった件について慎重に審議した結果、意見を付して次のとおり答申します。

1 諮問事項

令和6年度瑞穂町国民健康保険税の改定について

2 答申

令和6年度瑞穂町国民健康保険税の改定について

加入者の高齢化や医療の高度化により一人あたりの医療費は増加傾向にあり、一般会計から繰入れしている赤字補てん額を抑制するために国民健康保険税率の改定は必要であると判断します。ついては、次のとおり国民健康保険税の改定について答申するものです。

(1) 基礎課税額

- ① 所得割率を現行の5.51%を5.91%に引き上げる。
- ② 均等割額を現行の26,000円を27,000円に引き上げる。

3 意見

- (1) 住民の健康維持に努め医療費の抑制に努めること。
- (2) 財政健全化計画は、長期の視点に立ち、被保険者に過度な負担とならないよう配慮すること。
- (3) 地方税法の改正に伴う課税限度額の引き上げと、国民健康保険税の軽減判定所得の拡充については、国民健康保険税の確保の観点から必要であり、低所得者に対する配慮から速やかに行うこと。

- (4) 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病予防事業を推進し、医療費抑制に努力すること。
- (5) 財源の確保及び収納対策を図り、収納率の向上に努めること。
- (6) ジェネリック医薬品使用促進の啓発やレセプト点検を強化し医療費の適正化を更に推進すること。

令和6年度税制改正の大綱

〔 令和5年12月22日
閣議決定 〕

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行う。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講ずる。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等を行う。具体的には、Ⅰのとおり税制改正を行うものとする。

また、扶養控除等の見直しについてⅡのとおり決定し、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置についてⅢのとおり決定する。

Ⅰ 令和6年度税制改正

一 個人所得課税

1 所得税・個人住民税の定額減税

(国 税)

令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除を次により実施する。

- (1) 居住者の所得税額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。
- (2) 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得税額を超える場合には、所得税額を限度とする。
 - ① 本人 3万円
 - ② 同一生計配偶者又は扶養親族（居住者に該当する者に限る。以下「同一生

(15) 生活保護法の改正を前提に、同法の進学・就職準備給付金（仮称）について、次の措置を講ずる。

- ① 所得税を課さない。
- ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

(16) 雇用保険法等の改正を前提に、雇用保険法の失業等給付及び育児休業給付について引き続き次の措置を講ずるとともに、新たに支給されることとなる出生後休業支援給付金（仮称）、育児時短就業給付金（仮称）及び教育訓練休暇給付金（仮称）等について次の措置を講ずる。

- ① 所得税を課さない。
- ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

(17) 新たなワクチン追加後の予防接種法の健康被害救済給付について、所要の法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。

- ① 所得税を課さない。
- ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
- ③ 障害年金を受けている者を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者とする。

(地方税)

〈個人住民税〉

- (1) 個人住民税について、所得税における (1) から (3) まで、(6)、(7) 及び (12) から (17) までの見直しに伴い、所要の措置を講ずる。
- (2) 国税における諸制度の取扱い等を踏まえ、その他所要の措置を講ずる。

〈国民健康保険税〉

- (3) 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 24 万円（現行：22 万円）に引き上げる。
- (4) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を 29.5 万円（現行：29 万円）に引き上げる。
 - ② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を 54.5 万円（現行：53.5 万円）に引き上げる。
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴い、同

法に規定する流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課する措置を講ずる。

〈森林環境譲与税〉

- (6) 森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合を100分の55（現行：10分の5）とし、人口の譲与割合を100分の25（現行：10分の3）とする。

二 資産課税

1 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

(1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置

- ① 宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。
- ② 据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する。
- ③ その他所要の措置を講ずる。

(2) 土地に係る都市計画税の負担調整措置

固定資産税の改正に伴う所要の改正を行う。

2 租税特別措置等

(国 税)

〔新設〕

〈登録免許税〉

- (1) 産業競争力強化法の改正を前提に、同法に規定する特別事業再編計画（仮称）の認定（同法の改正法の施行の日から令和9年3月31日までの間にされたものに限る。）を受けた特別事業再編事業者（仮称）のうち一定のものが、その特別事業再編計画に基づき行う次に掲げる登記に対する登録免許税の税率を次のとおり軽減する措置を講ずる。

① 合併による増資の登記

1,000分の1（純増部分については、1,000分の1.5）
（本則1,000分の1.5（純増部分については、1,000分の7））

令和6年度 瑞穂町国民健康保険特別会計予算説明資料

資料 1

歳入

款	項	R6年度	R5年度	比較 (R6-R5)
		千円	千円	千円
1. 国民健康保険税		642,767	669,642	-26,875
	1. 国民健康保険税	642,767	669,642	-26,875
2. 国庫支出金		31	83	-52
	1. 国庫補助金	31	83	-52
3. 都支出金		2,485,965	2,570,659	-84,694
	1. 都補助金	2,485,965	2,570,659	-84,694
4. 財産収入		1	1	0
	1. 財産運用収入	1	1	0
5. 繰入金		494,987	516,396	-21,409
	1. 他会計繰入金	494,986	516,395	-21,409
	2. 基金繰入金	1	1	0
6. 繰越金		1	1	0
	1. 繰越金	1	1	0
7. 諸収入		10,007	10,007	0
	1. 延滞金、加算金及び過料	10,002	10,002	0
	2. 町預金利子	1	1	0
	3. 雑収入	4	4	0
歳入合計		3,633,759	3,766,789	-133,030

歳 出

款	項	R6年度	R5年度	比較 (R6-R5)
		千円	千円	千円
1. 総 務 費		34,656	24,572	10,084
	1. 総 務 管 理 費	20,601	12,529	8,072
	2. 徴 税 費	14,055	12,043	2,012
2. 保 険 給 付 費		2,450,685	2,547,010	-96,325
	1. 療 養 諸 費	2,126,927	2,189,097	-62,170
	2. 高 額 療 養 費	303,836	334,934	-31,098
	3. 出 産 育 児 諸 費	13,506	16,507	-3,001
	4. 葬 祭 諸 費	3,250	3,200	50
	5. 移 送 諸 費	32	32	0
	6. 結核、精神医療給付金	3,057	2,831	226
	7. 傷 病 手 当 金	77	409	-332
3. 国民健康保険 事業費納付金		1,099,436	1,132,683	-33,247
	1. 医 療 給 付 費 分	738,826	758,073	-19,247
	2. 後期高齢者支援金等分	268,709	272,770	-4,061
	3. 介 護 納 付 金 分	91,901	101,824	-9,923
	4. 退 職 被 保 険 者 分	0	16	-16
4. 共 同 事 業 拠 出 金		1	2	-1
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	1	2	-1
5. 保 健 事 業 費		39,938	50,953	-11,015
	1. 保 健 事 業 費	8,294	12,766	-4,472
	2. 特定健康診査等事業費	31,644	38,187	-6,543
6. 基 金 積 立 金		1	1	0
	1. 基 金 積 立 金	1	1	0
7. 公 債 費		124	130	-6
	1. 公 債 費	124	130	-6
8. 諸 支 出 金		7,011	7,011	0
	1. 償 還 金 及 び 還 付 金	7,011	7,011	0
9. 予 備 費		1,907	4,427	-2,520
	1. 予 備 費	1,907	4,427	-2,520
歳 出 合 計		3,633,759	3,766,789	-133,030

令和 6 年度瑞穂町国民健康保険事業運営方針（案）

国民健康保険は、国民皆保険の基盤となる制度として医療保険制度の中核を担い、地域住民の安心・安全な医療の確保と健康保持増進に大きな役割を果たしています。平成 30 年度からは、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うことになり、区市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料（税）率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされています。

町の被保険者数は、4,765 世帯 7,373 人（令和 5 年 12 月 31 日現在）です。被保険者加入割合は、22.3%となっており、社会保険の適用拡大や後期高齢者医療への移行により減少しています。

町の令和 6 年度納付金は減額しているが、被保険者数が大幅に減少しており、納付金を納めるために必要な一人あたり納付金額は増額しているため、一般会計から多額の赤字補てん繰入が続いています。国民健康保険財政を健全化するために、国民健康保険運営協議会で、適正な保険税率について審議していきます。

政府は、令和 6 年 1 月 2 日に被保険者証を廃止する政令を閣議決定しました。保険者として国からの情報収集に努め、被保険者証の廃止に伴う準備を行い、円滑な運営を行っていきます。

医療費適正化のため、ジェネリック医薬品差額通知書の発行による使用促進、レセプト点検の強化及び柔道整復施術等の点検を引き続き推進します。

国民健康保険税の収納対策として、滞納事案については財産調査の徹底により、適正な滞納整理や執行停止の判断を行うことにより滞納額の圧縮を図り、収納率の向上を目指します。

第 3 期データヘルス計画及び第 4 期特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病の抑制を図るため、生活習慣病予防事業を推進します。

特定健康診査の受診率向上を図るため、町内医療機関と公立福生病院の個別健診を継続し、集団健診では肺がん・胃がん検診の同日受診を行います。また、新規対象者（40 歳到達者）、隔年受診者、受診率が低い年代・地区の未受診者などに対して、文書、電話等、様々な機会を捉えて、受診勧奨を実施します。特定保健指導については、実施率向上と事業の必要性の意識付けを図るため、特定健康診査の集団健診と同日に特定保健指導の初回面談が実施できる体制を確保し、利用者の利便性の向上を図ります。また、専門職による電話、文書等での利用勧奨も継続するとともに、町医師会など関係機関の協力のもと様々な機会に事業の必要性を周知し、実施率の向上に努めます。

このほか、国や都の補助金の確保、事務費の削減に努めるなどの内部努力を行い、国民健康保険の安定化に努め、国民健康保険の被保険者に対して適切な保険給付を行います。

以上の運営方針に基づき下記の事業に取り組みます。

1. 財 政

国が進める保険税軽減のための赤字補てんとしての一般会計繰入金の解消を計画的に実施するため、瑞穂町国民健康保険財政健全化計画に基づいた保険税率の見直しを図るとともに、医療費の適正化と収納率向上のための各種事業に取り組みます。

2. 資格管理

被保険者がマイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）を安心して利用できるように、また、「資格情報のお知らせ」や「個人番号（マイナンバー）のお知らせ」を通知し、被保険者証の廃止後は、マイナ保険証を保有していない被保険者に「資格確認書」を交付します。

被保険者資格適用の適正化を図るため、オンライン資格確認システムにより作成される資格重複状況結果一覧を確認し、二重加入となっているものに対し、国保資格喪失を届け出る旨の勧奨通知を送付します。

3. 給付の適正化・軽減

医療費給付の適正化・軽減を図るため、次の施策を実施します。

- ① 被保険者の資格の照合・調査及び被用者保険各法との調整を行います。
- ② レセプト点検（資格点検・内容点検）を強化します。
- ③ 第三者行為に係るレセプト点検を推進します。
- ④ 柔道整復施術等の療養給付費の点検を推進します。
- ⑤ 糖尿病の既往歴のある方のレセプトや特定健康診査の結果を分析し、糖尿病重症化による人工透析治療とならないよう予防事業を実施し医療費給付の削減を図ります。
- ⑥ 頻回受診や重複薬など受診行動の適正化を図ります。
- ⑦ 健診結果異常値放置者や治療中断者に受診勧奨を行います。

4. 国民健康保険税

適正な賦課及び収納率の向上を図ります。

- ① 被保険者の過度な負担に配慮しつつ、国民健康保険税の改定を検討します。
- ② 口座振替による納税を推進します。
- ③ 滞納事案については財産調査の徹底により適正な滞納整理や執行停止の判断を行うことにより滞納額の圧縮を目指します。
- ④ 資格、賦課、収納の各担当職員間の連携に努め、的確な業務を行います。

5. 特定健康診査等事業

生活習慣病の早期発見及び予防と健康増進事業を活用した継続的な医療費抑制策を実施します。

① 特定健康診査

【個別健診】

町内医療機関で5月13日から10月31日まで、健康診査を継続して実施します。

また、公立福生病院では、5月13日から11月29日まで健康診査を実施し、呼吸器（肺がん・結核）の同日受診を可能とします。

【集団健診】

保健センター、武蔵野コミュニティセンターで合計5日実施し、それぞれ呼吸器（肺がん・結核）・胃がん検診の同日受診を可能とします。また、土曜日に1日、日曜日に2日、そのうち1日は町内医療機関個別健診実施期間終了後の11月に実施し、受診者の利便性の向上を図ります。

② 特定保健指導

事業者委託方式、町の保健師・管理栄養士による直営方式を並用して、継続して実施します。また、特定健康診査の集団健診との同日実施など、利用者の個別のライフスタイルや事情を考慮し、利用しやすくより効果的な内容で実施します。

③ 生活習慣病の予防

高額な医療費がかかる慢性腎不全による人工透析治療の原因となる慢性腎臓病や糖尿病、脂質異常症の予防を図るため、特定健康診査の結果を活用し、これらの疾患の危険がある者に対して、予防講座や、個別相談会を実施するとともに、講演会への参加を促すなどの予防事業を推進します。

6. 趣旨の普及

町の広報やホームページを活用し、保健事業の周知及び制度の理解促進を図ります。また、ジェネリック医薬品差額通知の発行による啓発など医療費の軽減のための情報発信を行います。

7. 職員研修等

国民健康保険事業を円滑に遂行するため、各種事務研修会に参加し職員の技能向上と知識の修得に努めます。

8. 情報収集

社会保障・税一体改革の全体像と進め方を規定した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（プログラム法）に基づく今後の社会保障のあり方や制度改正に関する情報収集に努めます。

瑞穂町国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等
実施計画（素案）のパブリックコメント実施について

第2回瑞穂町国民健康保険運営協議会（12月18日開催）でご確認いただきました
標記計画について、所要の修正を加え、下記のとおりパブリックコメントを実施します。

1. 閲覧・意見募集期間

令和6年1月17日（水）～30日（火）

2. 閲覧先

住民課窓口、保健センター窓口、武蔵野・元狭山・長岡の各コミュニティーセンター、
町ホームページ、役場庁舎1階情報公開コーナー

3. 提出方法

ご意見がある方は、氏名（団体、企業の場合はその名称、担当者の氏名）、住所、電話
番号を明記の上、住民課又は保健センターへ持参、郵送、FAX、またはインターネット
による提出です。様式は自由です。

※ 頂いたご意見への個別の回答はいたしません。また、電話・窓口での口頭による
意見提出はできません。

【参考：今後の予定】

令和6年1月17日（水）～30日（火）	意見募集期間
2月中旬	庁議報告
3月中旬	全員協議会で報告、計画策定